

福井県立大学学生表彰要領

平成20年2月7日

公立大学法人福井県立大学規程第10号

(趣旨)

第1条 この要領は、福井県立大学学則（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第59号）第67条の規定に基づき、福井県立大学の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、学生（学生の団体を含む。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものについて行うことができる。

(1) 学術研究活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 国際的規模または全国的規模の学会から賞を受けたもの
- ロ その他学術研究活動において特に高い評価を受けたもの

(2) 課外活動を目的とする団体（福井県立大学学生生活規程（平成19年公立大学法人福井県立大学規程第72号）第17条の規定により創立された団体に限る。）の活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 全国的規模または地区的規模の競技会、公演会、展覧会等において優秀な成績を修めたもの
- ロ その他課外活動において特に高い評価を受けたもの

(3) 社会活動において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ ボランティア活動等において、社会的に特に高い評価を受けたもの
- ロ 人命救助、犯罪防止、災害救助等に貢献したことにより、社会的に特に高い評価を受けたもの
- ハ その他社会活動において特に高い評価を受けたもの

(4) 卒業または修了時において、次のいずれかに該当すると認められるもの

- イ 特に優れた学業成績
- ロ 特に優れた学位論文

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に顕著な功績を挙げ、本学の名誉を高めたと認められるもの

2 前項に掲げる活動に準ずるものについて、別に定めるところにより、賞を授与することができる。

(表彰候補者の推薦)

第3条 職員は、前条各号のいずれかに該当すると認められる学生（以下「該当学生」という。）がある場合は、表彰候補者として学長に推薦することができる。

2 学長は、自ら適当と認める該当学生を表彰候補者とすることができる。

(被表彰者の決定)

第4条 学長は、前条に規定する表彰候補者について、教育研究審議会の議を経て、表彰の適否を決定するものとする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 学長は、前項の表彰状に添えて、賞金または賞品を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 学長は、該当する活動があった後速やかに表彰を行うものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年2月7日から施行し、平成19年度以後に行われた学生の活動から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月16日から施行し、平成29年度以後に行われた学生の活動から適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月12日から施行する。